

2019年3月

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

改元にかかる手形・小切手の取扱いについて

いつも七十七銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2019年5月1日の改元にあたっての手形・小切手の取扱いにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

<改元までの取扱い>

- 改元以降の日付を約束手形・為替手形の支払期日とする場合は、「平成●●年」と表示してください。

<改元以降の取扱い>

- 約束手形、為替手形および小切手の下記内容について、新元号をご使用ください。

(1) 約束手形

表面の「振出日」および「支払期日」

裏面の「裏書日」および「受取日」

(2) 為替手形

表面の「振出日」、「支払期日」および「引受日」

裏面の「裏書日」および「受取日」

(3) 小切手

表面の「振出日」

- 「年」の表示方法は、「(新元号) 元年△月×日」、「(新元号) 1年△月×日」のいずれでも差し支えありません。

- 「平成」表記の手形・小切手用紙も引き続きご使用いただけます。その場合は、「平成」を新元号に訂正（訂正印の押なつは不要）してください。

- 改元以降は、新元号表記の手形・小切手用紙を発行いたしますが、作成に相応の時間を要するため、当面の間は「平成」表記の手形・小切手用紙を発行させていただきますので、上記のとおり、元号を訂正のうえご使用ください。大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきたく、お願い申し上げます。

以上